| | | | |
|---|---|---|---|
| | 中継交換機接続伝送専用部 | 中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能（この項の中継伝送専用部を除く。） | |
| 4　信号伝送部 | | 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能 | 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 |

**附則別表第１の３**（附則第５条関係）　部分機能

| 部分機能の区分 | | 内容 | 対象設備 |
|---|---|---|---|
| 1　端末系交換部 | 端末系ルータ交換部 | 収容ルータにより音声信号とパケットの相互間の変換及び通信の交換を行う部分機能 | 収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。） |
| 2　中継系交換部 | 中継系ルータ交換部 | 共用コアルータにより通信の交換を行う部分機能（この項の中継系ルータ変換部及び中継系ルータ専用トランクポート部を除く。） | 共用コアルータ |
| | 中継系ルータ変換部 | 他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う部分機能（この項の中継系ルータ専用トランクポート部を除く。） | |
| | 中継系ルータ専用トランクポート部 | 他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う部分機能（対象設備の設備量が回線容量に依存するものに限る。） | |
| 3　中継伝送部 | 中継伝送共用部 | 収容ルータと共用コアルータとの間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能 | 中継系伝送路設備等であって、収容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。） |
| | 中継系ルータ接続伝送専用部 | 共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能 | |
| 4　信号伝送部 | | 他の電気通信事業者に係る通信に当たり、信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能 | 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 |

**附則別表第２の１**（附則第６条関係）　対象設備に係る設備区分

| 対象設備 | 設備区分 | |
|---|---|---|
| 端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。） | 主配線盤 | 端末系伝送路設備に属する部分に限る。 |
| | 光ケーブル成端架 | 端末系伝送路設備に属する部分に限る。 |
| | メタルケーブル | 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの |
| | | 加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの |
| | 加入系光ケーブル | き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 加入系電柱 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 加入系管路 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 加入系中口径管路 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 加入系共同溝 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 加入系とう道 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |
| | 電線共同溝 | 加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの |